

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 健康福祉部 健康福祉政策課

法令名	栄養士法施行令			法令番号	昭和28年 政令第231号			
手続名	栄養士免許証の再交付			根拠条項	第6条第1項・第4項・第5項			
審査基準	再交付申請に必要な書類							
	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 旧免許証（破り、汚した場合）</p> <p>(3) 収入証紙・・・3,600円</p> <p>栄養士法施行令 （免許証の再交付）</p> <p>第6条 栄養士は、栄養士免許証を破り、汚し、又は失つたときは、免許を与えた都道府県知事に栄養士免許証の再交付を申請することができる。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 栄養士免許証又は管理栄養士免許証（以下この条において「免許証」と総称する。）を破り、又は汚した栄養士又は管理栄養士が第1項又は第2項の申請をするには、申請書にその免許証を添えなければならない。</p> <p>5 栄養士又は管理栄養士は、免許証の再交付を受けた後、失つた免許証を発見したときは、5日以内に、これを免許を与えた都道府県知事又は厚生労働大臣に返納しなければならない。</p> <p>6・7 略</p>							
受付 機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	処理 機関	健康福祉政策課	交付 機関	保健福祉事務所 健康福祉政策課	標準処理期間	20日	目次 No.
						標準経由期間	10日	